

# 点検記録簿

## 検査項目について（点検記録簿）

気象	定時に必ず確認し、気象が悪くなるときは運航を中止する。
発航前検査	毎日、1回目の出航前に必ずチェックする。
船体全般	<p>外観上に損傷がないか確認する。</p> <p>船体に亀裂があった場合、航行中に浸水する可能性があります。</p> <p>特に、ハッチなどの開口部が確実に閉鎖できる状態か確認する。</p>
主機関	<p>エンジン室を覗き、エンジンに油漏れや、音に異常がないか確認する。</p> <p>エンジン以外にも、燃料パイプ、冷却水パイプ、濾し器、電気系統等も異常がないか確認する。</p>
排水設備	<p>エンジン始動後、船外に冷却水が排出されているか確認する。</p> <p>冷却水吸込みバルブや排出用バルブの開け忘れがあった場合、エンジンが壊れることがあります。</p>
ビルジの量	<p>船底に溜まった水や油が、異常に増えていないか確認する。</p> <p>水が急に増加したときは、船底に亀裂が生じているか、船底バルブのパッキンの劣化などにより浸水している</p>
操舵装置	舵が正確に動くか確認する。
燃料の量	航行するのに十分な燃料が入っているか確認する。
救命設備	救命浮器や救命胴衣が法定の数があるか、傷みや汚れがないか確認する。
係船用ロープ等	<p>係船用ロープが痛んでいないか確認する。</p> <p>桟橋や船のピットがしっかりと固定されているか確認する。</p>
医薬品	包帯、消毒液等必要なものを衛生的に船内に積み付け、保管する。
航海機器類	正常に作動するか確認する。
信号合図装置	正常に作動するか確認する。
通信設備	正常に作動するか確認する。
消火設備	消火器、消火用バケツが積み付けられているか確認する。
乗組員の健康状態	体調の悪いときは操船しない。
船舶検査証書、海技免許・小型船舶操縦免許等	船舶検査証書が船舶に備え付けられているか、法定の検査は受検しているか、次回検査の期日等を確認する。また、海技免許・小型船舶操縦免許が有効期限内か確認する。
アルコールチェック	発航前にアルコール検知器で測定し結果を記録する。（第三者がチェックすること。※0.15mg/l未満）
陸上施設点検	1日1回以上、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ピット、防舷材）・乗降用施設（タラップ、歩み板）・転落防止施設（ハンドレール、チェーン）などを点検する。
運航の可否	発航前検査、運航中止基準等を確認の上、運航の可否について記入する。運航を中止した場合は備考欄に理由を記載する。
乗船人員	出港時に必ず、時間とお客様の人数をチェックして記録する。